

第 62 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 24 回 油脂部会 (CCFO) 議題
4-(2)	第 24 回 油脂部会 (CCFO) 概要
5-(1)	第 29 回 一般原則部会 (CCGP) 仮議題〔仮訳〕
5-(2)	第 29 回 一般原則部会 (CCGP) 主な検討課題
6-(1)	第 9 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 仮議題〔仮訳〕
6-(2)	第 9 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 主な検討課題
7-(1)	第 47 回 食品添加物部会 (CCFA) 仮議題〔仮訳〕
7-(2)	第 47 回 食品添加物部会 (CCFA) 主な検討課題

第 62 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 27 年 3 月 6 日（金）

13:30 ～ 16:00

場所：虎ノ門スクエア 4 階会議室

議 事 次 第

1. 議題

○最近検討された議題について

① 第24回 油脂部会

○今後検討される議題について

② 第29回 一般原則部会

③ 第9回 食品汚染物質部会

④ 第47回 食品添加物部会

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

あまがさ 天笠	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 運営委員
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部 部長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
きくち 菊池	こうじ 孝治	JA 全農ミートフーズ株式会社 法務・コンプライアンス本部 品質保証室 室長
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せぐろ 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たかや 高谷	さとし 幸	公益社団法人 日本食品衛生協会 専務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS 消費生活研究所 所長 食生活特別委員会 委員長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 会長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 24 回油脂部会 (CCFO)

日時：2015 年 2 月 9 日（月）～2 月 13 日（金）

場所：マラッカ（マレーシア）

議題

1	議題の採択
2(a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
2(b)	CCFO の作業に関連する国際機関の活動
3	魚油の規格原案（ステップ 4）
4	許容される前荷のリストの見直し
5	コーデックス規格における受託または任意適用に関する付託
6(a)	名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：ひまわり油（オレイン酸及びリノール酸の上限値の改訂）
6(b)	名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：大豆油（高オレイン酸）
6(c)	名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：パーム油（高オレイン酸 (OxG) パーム油の追加）
6(d)	名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：ピーナッツ油（脂肪酸組成とその他の品質項目）
6(e)	名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：ひまわり油（高ステアリン酸・高オレイン酸条項の追加）
7	低温圧搾油に関する討議文書
8(a)	オリーブ油及びオリーブ粕油の規格の修正に関する討議文書：デルタ-7-ステグマステロールの含有量
8(b)	オリーブ油及びオリーブ粕油の規格の修正に関する討議文書：カンペステロールの上限値の改訂
9	バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範の修正に関する討議文書
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

第 24 回油脂部会 (CCFO) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2015 年 2 月 9 日（月）～ 2 月 13 日（金）

場所：マラッカ（マレーシア）

2. 参加国及び国際機関

40加盟国、1 加盟機関（EU）、5 国際機関

3. 我が国からの出席者

農林水産省 水産庁 漁政部 加工流通課 水産物安全推進係長 松島 博英

農林水産省 食料産業局 食品製造卸売課 海外展開戦略推進係長 諸岡 宏

農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課 調査官 辻山 弥生

4. 概要

議題 1：議題の採択

部会は仮議題を今次会合の議題として採択することに合意した。

また、新規作業として、以下の 3 つの提案（括弧内国名は提案国）があり、議題 10（その他の事項及び今後の作業）で議論することとなった。

- ・ 名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）におけるバージン・パーム油（パーム油の粗油）の酸価を遊離脂肪酸に置き換え（マレーシア）
- ・ 名前のついた動物脂規格（CODEX STAN 211-1999）に未精製食用牛脂の追加（豪州）
- ・ 名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）に米ぬか油の粗油のパラメーター追加（インド）

議題 2 (a)：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

コーデックス事務局より、前回部会開催以降、部会や他部会から付託された事項について報告があった。第 36 回総会（2013 年）において採択された「許容される前荷リストの見直し」について議題 4 で検討することに合意した。

第 36 回総会で採択されたコーデックス戦略計画 2014-2019 の履行状況の検証については、会期内作業部会（In session Working Group）を開催することに合意し、同作業部会の検討結果に基づき検証作業が行われた。

議題 2 (b)：コーデックス油脂部会の作業に関する国際機関の活動

油脂に係る安全性評価、規準等の策定を行っている国際機関の活動状況等について、配布文書（CX/FO INFO）に沿って、FOSFA (Federation of Oils, Seeds and Fats Association limited) 及び国際オリーブ協会 (International Olive Council, IOC) から報告があった。

FOSFA からは活動状況に加え、議題 9 において「バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範」の修正について提案しているとの報告があった。

議題3：魚油の規格原案（ステップ4）

（経緯）

前々回会合で新規作業として合意された。前回会合では、電子作業部会（議長国：スイス）で検討された規格原案をもとに議論されたが、魚油／濃縮魚油の定義や個別に規定すべき魚油のリスト、酸価等の品質基準等について、さらなる議論が必要とされたことから、ステップ2に差し戻し、電子作業部会及び本会合直前に物理的作業部会（いずれも議長国はスイス）を開催して、引き続き議論していくこととなった。

（結果）

電子作業部会の結果及び事前にメンバーから提出されたコメントをもとにスイスが規格原案の修正案を用意し、同修正案をもとに物理的作業部会及び本会議で議論を行った。その結果、以下について合意した。

- ・ 魚油／濃縮魚油の定義等の主要な項目について合意されたため、本規格原案をステップ5として総会に諮る。
- ・ 規格原案のうち、個別に規定する魚油（アンチョビー油等）の脂肪酸組成データ並びにエイコサペンタエン酸（EPA）及びドコサヘキサエン酸（DHA）の含有量等の表示規定については合意が得られなかったため、引き続き検討を行う。
- ・ 次回会合の直前に物理的作業部会（議長国：スイス）開催する。

議題4：許容される前荷リストの見直し

（経緯）

第34回（2011年）総会において、バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範（CAC/RCP 36-1987）の改定が最終採択されたが、その際、採択された規準に基づき許容される前荷リストを見直し、JECFAに依頼する重要性の高い物質を特定することが指示された。

前回会合では、現行リストに掲載されている物質が規準に合致しているか否かを判断するための情報収集、JECFAにレビューを依頼する重要性が高い物質を特定、もしくは優先順位付けすることなどについて電子作業部会（議長国：マレーシア）において検討することとなった。また、許容される前荷について見直しを行う議題を今後のCCFOの議題に継続的に含めることになった。

（結果）

電子作業部会の結果をもとにマレーシアが許容される前荷リストの修正案を用意し、同修正案をもとに物理的作業部会及び本会議で議論を行った。その結果、以下について合意した。

- ・ 許容される前荷リストの修正を第38回総会に諮る（主な修正点は、現行リストへの5物質の追加及び2物質の削除）。
- ・ 現行リスト中の22物質及びリストにない1物質をFAO/WHOに評価依頼する（22物質についてはFAO/WHOに評価依頼中などの脚注を追記）。
- ・ 前荷リストの更なる修正の提案を募集するためにコーデックス事務局が回付文書を送

付する。

- ・ 電子作業部会（議長国：マレーシア）を設置し、また、必要に応じ次回会合の直前に物理的作業部会（議長国：マレーシア）開催する。電子作業部会では以下について検討する。
 - ・ リストに追加する新規物質
 - ・ FAO/WHOに評価依頼する物質の優先順位付け
 - ・ リストから除外する物質

議題5：コーデックス規格における受託または任意適用に関する付託事項

（経緯）

前々回会合において個別規格における付属書の“voluntary application”の取扱いについて、趣旨を明確にするため記述を変更することとなり、前回会合において当該記述の変更及び名前のついた植物油規格(CODEX STAN 210-1999)の付属書の表3及び表4について、本体に移すことについて議論する予定であったが、時間的制約により議論できなかった。

（結果）

“voluntary application”に係る記述変更について、以下の記述に合意し、第38回総会に諮ることとなった。

“これらの品質・組成要因は当該規格の必須成分及び品質要因に対する補足情報である。必要な品質・組成要因を満たすが、これらの補足要因を満たさない製品であっても当該規格に一致するとみなしてもよい。”

名前のついた植物油規格(CODEX STAN 210-1999)の付属書の表3及び表4の本体への移動については、一部の国が表3及び表4の本体への移動に前向きであり、表3及び表4以外の条項についても本体への移動について提案した一方で、多くの国が表3及び表4の本体への統合が貿易規制になり得るとの懸念等から移動を反対した。

議論の結果、表3及び表4を付属書に維持し、付属書から本体への移動については当該付属文書のパラメーターをレビューした後でのみ検討することに合意した。また、表3及び表4以外で本体に移すべき条項について意見を募集する回付文書をコーデックス事務局が送付し、次回会合で検討することに合意した。

議題6(a)：名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：ひまわり油（オレイン酸及びリノール酸の上限値の改訂）

（経緯）

前回会合において、新規作業提案として議論されたが、主要なひまわり油産出国のデータが反映されていないなどの理由により新規作業を開始するための十分な支持が得られなかったことから、電子作業部会（議長国：アルゼンチン）を設置し討議文書を修正することとなった。

（結果）

多くの国が新規作業として支持した一方で、複数の国が作業文書の配布が遅かった（本会合の2日前に配布）ことから、精査する時間が必要である旨の発言をした。

議論の結果、電子作業部会（議長国：アルゼンチン、共同議長：ブラジル）を設置し、討議文書を改正することに合意した。また、加盟国から関連するデータを募集すべく、コーデックス事務局から回付文書を送付することに合意した。

議題 6 (b) : 名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：大豆油（高オレイン酸大豆油の追加）

（経緯）

前回会合において、新規作業提案として議論されたが、貿易量が非常に少ないなどの理由により、新規作業を開始するための十分な支持が得られなかったことから、電子作業部会（議長国：米国）を設置し討議文書を修正することとなった。

（結果）

作業文書は配布されず、米国より、高オレイン酸大豆油の貿易量は限定的であるため、電子作業部会は当該新規作業の延期を勧告した旨の報告があり、作業を中止することとなった。米国は、貿易量が増加した際には再提案する旨を言及した。

議題 6 (c) : 名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：パーム油（高オレイン酸パーム油の追加）

（経緯）

前回会合において、新規作業提案として議論されたが、貿易量が非常に少ないなどの理由により、新規作業を開始するための十分な支持が得られなかったことから、電子作業部会（議長国：コロンビア）を設置し討議文書を修正することとなった。

（結果）

高オレイン酸パーム油の貿易量や栽培面積が増加しており、適切な規格が必要とのことから多くの国が新規作業として支持した。EUは新規作業には反対しないものの、新規作業を検討する場合にはコーデックス手続きマニュアルに記載されている作業の優先度を定めるクライテリア適用のためのガイドラインが厳密に適用されるべきとの懸念を表明した。

議論の結果、新規作業として第 38 回総会に採択を諮ることに合意した。また、電子作業部会（議長国：コロンビア、共同議長：エクアドル）を設置し、ステップ 3 としてコメントを求めるため規格原案について検討することに合意した。

議題 6 (d) : 名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：ピーナッツ油（脂肪酸組成とその他の品質項目）

（経緯）

前回会合において、新規提案としてピーナッツ油の脂肪酸組成とその他の品質項目（ヨウ素価と屈折率）について議論される予定であったが、時間的制約により議論は行われなかった。

（結果）

実際に貿易されているピーナッツ油の脂肪酸組成や品質特性が規格を満たさない等の理由により輸出が拒否されている事例があることから、多くの国が新規作業として支持したが、一部の国はプロジェクトドキュメントの記載内容について指摘し、新規作業に反対はしないものの、新規作業を検討する場合にはコーデックス手続きマニュアルに記載されている作業の優先度を定めるクライテリア適用のためのガイドラインが厳密に適用されるべきとの懸念を表明した。

議論の結果、新規作業として第38回総会に採択を諮ることに合意した。また、電子作業部会（議長国：アルゼンチン）を設置し、ステップ3としてコメントを求めるため規格原案について検討することに合意した。

議題6(e)：名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：ひまわり油（高ステアリン酸・高オレイン酸条項の追加）

（経緯）

前回会合において、新規作業提案として議論する予定であった、時間的制約により議論することができなかった。

（結果）

作業文書は完成できなかった旨アルゼンチンより報告があり、当分の間作業を中止することに合意した。

議題7：低温圧搾油に関する討議文書

（経緯）

前回会合では、低温で圧搾し搾油する6種（クルミ、ピスタチオ、アーモンド、ヘーゼルナッツ、アボカド、亜麻仁）の油についての規格について議論を行うことが合意された。今次会合では、閉会期間中の電子作業部会（議長国：イラン）で検討された6種の油の規格について、名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）に追加することについて議論される。

（結果）

多くの国が新規作業として支持したが、EU及びその加盟国など複数の国は提案されたプロジェクトドキュメントの内容に間違いがあること、貿易量が少量であることから反対した。

議論の結果、電子作業部会（議長国：イラン）を設置し、今次会合での議論を考慮し、コーデックス手続きマニュアルに基づき討議文書を修正することに合意した。また、討議文書のタイトルを“名前のついた植物油規格にクルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油及びアボカド油を追加する修正”に変更することに合意した。

議題8(a)：オリーブ油及びオリーブ粕油の規格の修正に関する討議文書：デルター7-ステグマステロールの含有量

（経緯）

前々回会合においてオリーブ油及びオリーブ粕油の規格におけるカンペステロール値の

改訂に伴うステグマステロール値の改訂について提案され、前回会合において議論する予定であったが、作業文書が配布されなかったことから議論されなかった。

(結果)

当該作業文書は配布されず、当分の間作業を中止することに合意した。

議題 8 (b) : オリーブ油及びオリーブ粕油の規格の修正に関する討議文書 : カンペステロールの上限値

(経緯)

前回会合では、豪州がオリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CODEX STAN 33-1981) のカンペステロールの上限値の修正の必要性について説明し、EUはオリーブ油の全世界での生産を考慮し、全世界的な調査を行う必要がある旨主張した。議論の結果、地理的な多様性や気候変動のデータ等を収集し、討議文書を修正することとなった。

(結果)

EUはカンペステロール含有量の上限値の修正に消極的だったものの、議論の結果、プロジェクトドキュメントに所要の修正を入れた上で、新規作業として第38回総会に採択を諮ることに合意した。また、電子作業部会 (議長国 : アルゼンチン、共同議長 : 豪州及びイタリア) を設置し、ステップ3としてコメントを求めるため修正原案について検討することに合意した。

議題 9 : バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範の修正に関する討議文書

(経緯)

FOSFA (Federation of Oils, Seeds and Fats Associations) から、バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範 (CAC/RCP 36-1987) のコンタミネーション・セクションの記載の修正について、新規提案がなされ、今次会合で議論が行われる。

(結果)

現規範は明確であり、規範の改定より許容される前荷リストを完成させる方が重要である等の理由により、多くの国が提案された修正について反対した。そのため、本作業は中止することに合意した。

議題 10 : その他の事項

1) 名前のついた植物油規格 (CODEX STAN 210-1999) におけるバージン・パーム油の酸価を遊離脂肪酸に置き換え

マレーシアから、バージン・パーム油の酸度は遊離脂肪酸の使用が一般的であり、遊離脂肪酸について規定されていないことが貿易上問題となっていることから提案をした旨の説明があった。

部会は本提案を支持し、マレーシアがプロジェクトドキュメントを含む討議文書を準備することに合意した。

2) 名前のついた動物脂規格 (CODEX STAN 211-1999) に未精製食用牛脂の追加

豪州から、食品加工業界において一般的に未精製牛脂は貿易・使用されているが、当該規格がないことにより食品安全への懸念から未精製食用牛脂の市場が失われているため提案をした旨の説明があった。

部会は本提案を支持し、豪州がプロジェクトドキュメントを含む討議文書を準備することに合意した。

3) 名前のついた植物油規格 (CODEX STAN 210-1999) に米ぬか油の粗油のパラメーター追加

インドから、現在の名前のついた植物油規格の米ぬか油に粗油が含まれているか不明であることから、脚注として（当該米ぬか油には）「米ぬか油の粗油を含む」旨の文言を追加したい旨の説明があった。

議論の結果、インドがプロジェクトドキュメントを含む討議文書を準備することに合意した。

議題 11 : 次回会合の時期・場所

次回は 2017 年 2 月 27 日から 3 月 3 日にかけてマレーシアにおいて開催予定である旨議長より説明があった。

(参考)

油脂部会 (CCFO) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
魚油の規格原案	5	・第38回総会、物理的作業部会
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範：許容される前荷リストの改定	採択	・第38回総会
コーデックス規格における受託/任意適用	採択	・第38回総会
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範：許容される前荷リストの改定	—	・電子作業部会（議長国：マレーシア）、物理的作業部会
名前のついた植物油規格：高オレイン酸パーム油の追加	1/2/3	・第38回総会、電子作業部会（議長国：コロンビア、共同議長国：エクアドル）
名前のついた植物油の規格：ピーナッツ油の脂肪酸組成・品質要因の改訂	1/2/3	・第38回総会、電子作業部会（議長国：アルゼンチン）
オリーブ油及びオリーブ粕油の規格：カンペステロールの上限値の改訂	1/2/3	・第38回総会、電子作業部会（議長国：アルゼンチン、共同議長国：豪州、イタリア）
名前のついた植物油規格：ひまわり油におけるオレイン酸・リノール酸の上限値の改訂	—	・電子作業部会（議長国：アルゼンチン、共同議長国：ブラジル）
名前のついた植物油規格：クルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油及びアボカド油の追加	—	・電子作業部会（議長国：イラン）
名前のついた植物油規格：バージン・パーム油における酸価の遊離脂肪酸への置き換え	—	・マレーシア
名前のついた植物油規格：米油の粗油のパラメーター追加	—	・インド
名前のついた植物油規格：高オレイン酸大豆油の追加	中止	
名前のついた植物油規格：高ステアリン酸・高オレイン酸ひまわり油の追加	中止	
オリーブ油及びオリーブ粕油の規格：デルター7-ステグマステノール含有量	中止	
名前のついた動物脂規格：未精製食用牛脂の追加	—	・豪州
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範の改訂	中止	

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 29 回一般原則部会

日時：2015 年 3 月 9 日（月）～3 月 13 日（金）

場所：パリ（フランス）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3	一般原則部会の付託事項（Terms of Reference）の修正案
4	コーデックス規格及び関連文書の策定のための手続きの修正案
5	各部会におけるリスクアナリシスの原則の一貫性
6	コーデックスの作業管理及び執行委員会の機能
7	その他の事項
8	次回会合の日程及び開催地
9	報告書の採択

FAO / WHO 合同食品規格計画 第29回一般原則部会 (CCGP) 主な検討課題

日時：2015年3月9日（月）～3月13日（金）

場所：パリ（フランス）

主要議題の検討内容

仮議題3 一般原則部会の付託事項 (Terms of Reference) の修正案

(経緯)

2009年の第32回総会で規格の経済的影響を吟味するメカニズムを部会の付託事項に残すべきとの意見が出され、2012年の第27回会合でより正確になるよう第一文に加筆し、各部会から提案される手続きや一般的事項に関する提案・修正案の検討すること等、本来の業務を明確化した上で、受諾に関する事項及び倫理規定の策定に関する記述を削除することで合意された。前回会合では、主に経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述について検討が行われ、議論の結果、付託事項修正案からは削除した上で、総会に諮ることで合意された。第37回総会では、WHOの代表から、CCGPから示された付託事項修正案では、CCGPが新規作業を総会で合意を経ずに開始できる (self-tasking) 部会になってしまう可能性が指摘され、修正案が提案されたが、議論の結果、CCGPにおいて再度、議論を行うこととされた。

(対処方針)

我が国としては、CCGPは原則として総会の要請や合意の下で作業を実施すべきとの考えであり、その点が明確になる修正案であれば支持して差し支えない。

仮議題4 コーデックス規格及び関連文書の策定のための手続きの修正案

(経緯)

2012年の第27回会合において、ノルウェーより、一般問題部会が個別の食品についてその食品の規格に既に存在しているにも関わらず、それを参照せず、規格を策定する事例があったこと（具体的には魚類・水産製品部会 (CCFFP) が作成した魚類・水産製品に関する実施規範においてウイルスに関する記載が既に存在していたのに食品衛生部会 (CCFH) が食品中のウイルス制御に関する文書を作成した）から、効率的な作業と重複を防止することを目的とした新規作業が提案されたもの。

第27回会合では、手続きマニュアルにおける具体的な変更の提案がされたが、検討には時間が必要との意見が複数の国から示されたことから、2014年の第28回会合においてノルウェーが用意した討議文書を用いて改めて議論された。議論の結果、手続きマニュアル「コーデックス規格及び関連文書の策定のための手続き」のパート2

クリティカルレビューにある新規作業提案の際に準備することとされているプロジェクト文書に記載すべき事項について、既存のものだけでなく「現在進行中の他の作業」を追記すると共に、②クリティカルレビューの内容に、「関連する部会間での作業の調整の必要性について助言を与える」を追記することで合意し、第 37 回総会に諮ることとされたが、総会において複数の国から部会にて更に議論すべきとの意見が出たため、CCGP に差し戻し、再度議論を行うこととされた。

(対処方針)

我が国としては、作業及び文書の重複を避けるためには、個別食品部会と一般問題部会の協調は重要と考えられることから、現在の修正案を支持する立場で適宜対処したい。

仮議題 5 各部会におけるリスクアナリシスの原則の一貫性

(経緯)

2010 年の第 26 回会合において、コーデックス戦略計画 2008-2013 の活動 2.1 (CCGP が各部会におけるリスクアナリシスの原則に関し、一貫性の有無についてレビューする) については、作業を終了し、2012 年の第 27 回会合から、各部会が同戦略計画の活動 2.2 (各部会において策定されたリスクアナリシスの原則をレビューする) に基づき、個別のリスクアナリシス方針のレビューを行うこととされており、これまで食品添加物部会 (CCFA)、食品汚染物質部会 (CCCF)、食品衛生部会 (CCFH)、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 及び残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) についてレビューされている。

2014 年の第 28 回会合において、各部会のリスクアナリシスの原則に関する文書の一貫性については、第 46 回残留農薬部会 (CCPR) での改訂作業終了後、コーデックス事務局が各部会で策定された文書の一貫性を分析した文書を準備し、今次会合で検討されることとなった。

(対処方針)

コーデックス事務局からの文書が未着であるが、各部会におけるリスクアナリシスの原則に関する文書は、各部会がリスク管理とリスク評価とが独立している原則を踏まえつつ、FAO/WHO の科学的リスク評価を尊重し作成して来たものであるため、文書の様式の整合性について CCGP は可能な限り一貫性を持たせつつ、ある程度の多様性が認められるよう適宜対処したい。

仮議題 6 コーデックスの作業管理及び執行委員会の機能

(経緯)

第 68 回執行委員会 (CCEXEC) 及び第 36 回総会で新規設立が合意されたスパイス及び料理用ハーブ部会の議論において、我が国から、作業の内容、時間枠、優先順位な

ど考慮した上で、効率的な部会運営をコーデックス全体として検討していく必要性について指摘し、第 28 回 CCGP では我が国から討議文書を提出した。当該討議文書を基に議論を行った結果、①2014-2019 年のコーデックス戦略計画の戦略目標 4（効果的かつ効率的な作業管理システム及び活動を実行する）に基づき、コーデックスの作業管理システム及び活動をレビューするための包括的かつ明確なプロセスを構築すること、②FAO/WHO 主導の下、2002 年のコーデックス評価の勧告及び関連する提案の実施状況のレビューを検討することを第 69 回 CCEXEC に提案することで合意した。

第 69 回 CCEXEC では、コーデックスの作業管理を評価するために、まずはコーデックス事務局主導の内部評価を行った後に外部評価を行う 2 段階のプロセスを進めることで合意し、具体的な評価の範囲及び進め方については FAO/WHO の協力の下、コーデックス事務局が討議文書を準備の上、次回の CCGP において検討すること、また討議文書の背景として 2002 年のコーデックス評価の実施状況の分析を含めることとされた。また、コーデックス事務局が準備する討議文書には執行委員会の効率性及び代表性に関する事項についても取り扱うこととされた。第 69 回 CCEXEC の勧告は第 37 回総会においても承認された。

（対処方針）

我が国としては、コーデックスにおける規格策定は 2002 年のコーデックス評価の勧告に従い食品の安全性に関連する分野を優先すべきとの基本的立場のもと、コーデックスの部会運営及び規格策定作業がより効率的かつ効果的なものとなるよう適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 9 回食品汚染物質部会

日時：2015 年 3 月 16 日（月）～3 月 20 日（金）

場所：ニューデリー（インド）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO（JECFA を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
5	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CODEX STAN 193-1995）における特定品目中の鉛の最大基準値の改訂原案（ステップ 7 及び 4）
6	チョコレート及びカカオ製品中のカドミウムの最大基準値原案（ステップ 4）
7	玄米中の無機ヒ素の最大基準値原案（ステップ 4）
8	コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範原案（ステップ 4）
9	乳幼児用穀類加工品、小麦、トウモロコシ又は大麦を原料とするフラワー、ミール、セモリナ、フレーク並びに未加工の穀類（小麦、トウモロコシ及び大麦）中のデオキシニバレノール（DON）の最大基準値原案（ステップ 7）
10	直接消費用落花生の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン原案
11	穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CAC/RCP 51-2003）の改訂原案
12	GEMS/Food へのデータ提出及び利活用に関する討議文書

13	汚染物質の最大基準値の段階的な引き下げ方法に関する討議文書
14	魚類中のメチル水銀の最大基準値に関する討議文書
15	放射性核種に関する討議文書
16	香辛料中のかび毒汚染に関する討議文書（香辛料中のかび毒の最大基準値に関する今後の作業の優先順位）
17	香辛料中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範の作成の実行可能性に関する討議文書
18	JECFA による汚染物質及び自然毒の評価の優先リスト
19	その他の事項及び今後の作業
20	次回会合の日程及び開催地
21	報告書の採択

第 9 回食品汚染物質部会 (CCCF) の主な検討議題

日時：2015 年 3 月 16 日 (月) ～3 月 20 日 (金)

場所：ニューデリー (インド)

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

事前に送付されている仮議題案の是非を求めるものである。

我が国としては、参加国、議長、事務局等からの提案に適宜対応したい。

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他部会からの付託事項についてコーデックス事務局より報告される予定。

北米・南西太平洋地域調整部会からの要請による発酵ノニ果汁中のスコポレチンの最大含有濃度に関する検討や、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) からの指摘事項である、トウモロコシ及びトウモロコシ製品のフモニシンに関するサンプリングプラン内の記述内容や規準となる数値の不一致についての検討が行われる予定である。後者については手続マニュアルに定めるガイドラインに従って適切に作成されるよう対応したい。また、一般原則部会 (CCGP) によって Information Document のガイダンスが作成されたことに留意し、本部会が作成している Working Document 等の正式な手続きに寄らない文書が正式なコーデックス文書と間違われぬようにすべきとの立場で対応したい。

その他、報告を聴取し、適宜対応することとしたい。

仮議題 3. FAO 及び WHO (JECFA を含む) からの関心事項

FAO 及び WHO 並びに JECFA が食品中の汚染物質及び毒素に関して実施した作業及び実施予定の作業について説明がなされる予定。また、コーデックストラストファンドで実施したソルガム中のかび毒に関する 3 か年のプロジェクト研究の報告がなされる予定であり、部会はこの研究で得られた情報、データに基づいて、ソルガム中のかび毒に関して ML を設定することの適切性や実行可能性を判断すること、低減措置に関する追加情報が改訂作業中の穀類のかび毒汚染の防止・低減に関する COP に関連しうるかどうか判断することが求められている。

情報収集に努め、適宜対応することとしたい。

仮議題 4. その他の国際機関からの関心事項

FAO/IAEA の食品及び農業分野に関連する活動について報告、説明がなされる予定。情報収集に努め、適宜対応することとしたい。

仮議題 5. 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (CODEX STAN 193-1995) における特定品目中の鉛の最大基準値の改訂原案 (ステップ 7 及び 4)

(経緯)

2010年の第73回JECFAにおいて、従来設定されていた暫定週間耐容摂取量（PTWI）が取り下げられたことを受けて、特に乳幼児、子供の鉛暴露を減らす観点から、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（GSCTFF）に記載されている一部の品目（果実飲料、乳及び乳製品、乳幼児用調製乳、果実及び野菜缶詰、果実、野菜、穀類）に関して米国を議長国とするEWGを中心として鉛の最大基準値（ML）の改訂が検討されてきた。

これまでに、乳幼児調製乳、乳児用医療用調製乳及びフォローアップミルクについては、0.02 mg/kg から 0.01 mg/kg に引き下げる（前回総会で採択）、熱帯・亜熱帯性果実、かんきつ類、仁果類、核果類、鱗茎類、葉菜類、根塊類、乳、二次乳製品、穀類については現行のMLを維持することに合意したところである。

本会合では、さらなるデータ収集をすべきとして検討が先送りされてきた、果実飲料及びネクター、果実缶詰及び野菜缶詰、ベリー類及び小型果実類、マメ科野菜類、アブラナ科野菜類、果菜類の改訂原案及び改訂案が議論される。

品目	現行 ML(mg/kg)	改訂 ML 案(mg/kg)
直接消費の果実飲料及びネクター（ベリー類及び小型果実類を原料とするものを除く。）	0.05	0.03（ステップ7）
果実缶詰（ベリー類及び小型果実類を原料とするものを除く。）及び野菜缶詰（アブラナ科野菜、葉菜類、マメ科野菜を原料とするものを除く。）	1	0.1（ステップ7）
ベリー類及び小型果実類（クランベリー、カラント、エルダーベリーについては現行MLを維持するかどうかを検討）	0.2	0.1（ステップ4）
マメ科野菜類	0.2	0.1（ステップ4）
アブラナ科野菜類	0.3	0.1（ステップ4）
ウリ科の果菜類	0.1	0.05（ステップ4）
ウリ科以外の果菜類（菌類及びきのこ類を除く。）	0.1	0.05（ステップ4）

(対処方針)

我が国としては、GSCTFFのML設定の規準に則り、適切に改訂案が検討されるよう対応したい。これまでの議論においても、EWGでは一貫した手法による実態調査データの解析とそのデータに基づく改訂原案を勧告しており、いずれの品目も我が国から提出した含有実態データが反映された水準となっていること、引き下げ案は我が国で技術的にも実行可能な水準であることから、いずれの改訂原案、改訂案も支持して差し支えないとの立場で対応したい。

仮議題 6. チョコレート及びカカオ製品中のカドミウムの最大基準値原案（ステップ4）

(経緯)

前回会合において、エクアドルより、第77回JECFAの評価ではカカオ製品に由来するカドミウム暴露により健康への懸念はないと評価されたものの、コーデックスのMLが存在しないことが特に主たる輸出国である途上国にとって貿易上の障壁になっていることからML設定に関する新規作業提案が行われ、第37回総会で承認された。回付された、エクアドルを議長国とするEWGが作成した作業文書では、カドミウム濃度がカカオ含量に

関連することを考慮した上で、以下の ML 原案が提案されている。

Products	Cadmium Maximum Level (mg/kg)
1. Milk Chocolate with <30% total dry cocoa solids	0.20
2. Chocolate with <50% total dry cocoa solid; Milk Chocolate with ≥30% total dry cocoa solids.	0.60
3. Chocolate with ≥50% total dry cocoa solids.	2.00
4. Cocoa powder sold to the final consumer or as an ingredient in sweetened cocoa powder sold to the final consumer (beverageing chocolate)	1.50

(対処方針)

我が国としては、GSCTFF の ML 設定の規準に則り、適切に ML の対象とする品目や数値を検討すべきとの立場で対応したい。

仮議題 7. 玄米中の無機ヒ素の最大基準値原案 (ステップ 4)

(経緯)

前回会合において、精米及び玄米に含まれる無機ヒ素の ML 原案を検討し、精米については 0.2 mg/kg で合意し、第 37 回総会にてステップ 5/8 で承認された。一方、玄米中の無機ヒ素については、再度 EWG (議長国:中国、共同議長国:日本) を設置、新しく提出される含有実態データに基づき解析し、その結果を本部会で検討することで合意した。

EWG は本部会に対し、以下を勧告している。

- ① 玄米中の無機ヒ素の ML の数値を検討する必要がある。ML 原案として 0.25 mg/kg、0.3 mg/kg、0.35 mg/kg 及び 0.4 mg/kg が提案された。もし部会がある数値に合意したならば、以下についても検討する。
 - (ア) スクリーニング法として総ヒ素の分析を許可する注釈をつけること
 - (イ) ML 適用のガイダンスが必要かどうか検討すること
- ② もしも本部会が、ある ML の数値に合意できなければ、玄米中の無機ヒ素の ML の検討を延期する。その場合、以下を行う。
 - (ア) とう精 (精白) すると精米の無機ヒ素の ML を満たさない可能性のある米が玄米として流通する可能性を排除するためのメカニズムの検討
 - (イ) 加盟国に対しさらなるデータの提供の要求
- ③ 分析法については、本部会が適切な分析法を 1 つ特定し、このクライテリアへの変換を分析・サンプリング法部会に依頼する。

(対処方針)

玄米中の無機ヒ素の ML については、0.4 mg/kg となるよう対処したい。

ML 適用のガイダンスについては、流通過程でとう精されることが明確な玄米に対しては精米の ML のみ適用されることを担保するガイダンスを作成するよう対処したい。

上記以外の論点については、コーデックスの原則に則り適切に対処したい。

仮議題 8. コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範原案（ステップ 4）

（経緯）

前回会合において本実施規範（COP）作成の新規作業に合意し、第 37 回総会で承認され、我が国を議長国とする EWG（共同議長国：中国）において検討され、原案が作られた。

原案は、「1. 序章」、「2. 範囲」、「3. 用語の定義」、「4. ヒ素汚染の防止及び低減の手段」、「5. モニタリング」、「6. リスクコミュニケーション」、「7. 低減手段のさらなる議論のために必要な情報」の 7 章からなる。EWG は、本部会に対して以下を勧告している。

- ① 原案のうち、「序章」及び「範囲」の章のみを検討すること
- ② 追加の情報及びデータの収集を行い、第 10 回会合で検討する原案を作成するための EWG を再度設置すること

（対処方針）

我が国は、本 COP の内容の充実に資する低減技術の開発、実証試験等を、現在複数実施中であることから、それらが COP に適切に反映されるよう、EWG の提案通り、本部会においては「序章」及び「範囲」のみの議論に留め、さらなる検討のための EWG が再設置されるよう対処したい。「序章」及び「範囲」については EWG の原案支持を基本としつつ、EWG の議長国として修正意見には適切に対処し、本会合での基本合意を目指すこととしたい。また、EWG が再設置される場合には、引き続き議長国を引き受けることとしたい。

仮議題 9. 乳幼児用穀類加工品、小麦、トウモロコシ又は大麦を原料とするフラワー、ミール、セモリナ、フレーク並びに未加工の穀類（小麦、トウモロコシ及び大麦）中のデオキシニバレノール（DON）の最大基準値原案（ステップ 7）

（経緯）

本部会では、過去にも穀類の DON の ML の検討が度々行われてきたが、その都度含有実態に関するデータが不足しているとして、作業が中断されてきた。本作業は 2010 年の第 72 回 JECFA での評価において多くの含有実態データが収集されたことから、これを基礎として 2011 年の第 5 回会合から作業が再開されたもの。

2013 年の第 36 回総会で以下に掲げる ML 原案と関連するサンプリングプランがステップ 5 で採択され、昨年（2012 年）の第 8 回会合でも引き続き案の検討が行われたものの、未加工の穀類に ML を作るべきか否かや、ML 案の数値に関して意見に大きな相違があり、双方の妥協点が見いだせなかったことから議論を中断し、ステップ 7 に保留となった。なお、前回会合では妥協案として ML の段階的な引き下げも提案されており、仮議題 13 で議論される見込み。

（なお、前回会合において、部会は、乳幼児用食品に関する ML 適用に関する注釈を as consumed から dry matter basis に変更することに合意。）

品目	説明	ML 案(mg/kg)
未加工の穀類（小麦、大麦、トウモロコシ）	被害粒の選別・除去前のものに適用	2
小麦、大麦又はトウモロコシを原料とするフラワー、セモリナ、ミール及びフレーク		1

穀類を主原料とする乳幼児用食品 (生後 12 ヶ月までの乳児、12-36 ヶ月の幼 児向けの穀類を主原料とする全ての食品)	消費される形態のもの に適用(as consumed)	0.2
---	--------------------------------	-----

(対処方針)

我が国としては、GSCTFF の ML 設定の規準に従い、国際的に貿易される主たる形態である未加工の穀類を対象に ML を策定すべきとの立場で対応したい。また、穀類中のかび毒汚染の低減及び防止に関する実施規範 (CAC/RCP 51-2003) の内容を念頭に起きつつ、仮議題 13 における汚染物質の ML の段階的な引き下げ方法に関する本部会での検討結果を考慮し、食料の安定供給の確保が可能で、かつ、合理的に到達可能な範囲でできる限り低い水準に設定されるよう対応したい。サンプリングプランについては、トウモロコシ中のフモニシンに関するサンプリングプランに対する CCMAS の指摘事項を踏まえて、手順マニュアルに定めるガイドラインに則ったものとなるよう対応したい。

仮議題 10. 直接消費用落花生の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン原案

(経緯)

2013 年の第 7 回会合において、インドより、落花生については現在コーデックスにおいて加工用しか ML が設定されておらず、消費者の健康保護及び公正な貿易の確保の観点から、直接消費用についても ML を設定すべきことが提案され、討議文書を作成し、第 8 回会合で検討することとなった。

2014 年の第 8 回会合では、直接消費用落花生中の総アフラトキシンの ML を設定することについて多くの支持があったが、「直接消費用」と「加工用」の定義が重複している懸念が示され、ML 設定には直接消費用落花生の定義を明確にすることが不可欠とされた。また、木の実類と乾燥イチジクの「直接消費用」と「加工用」の定義を修正することが合意され、この修正された定義を直接消費用落花生の定義に適用することで合意した。インドを議長国とする EWG が作成した直接消費用落花生の ML 原案では、総アフラトキシンのとして 10 µg/kg が提案されている。

(対処方針)

我が国としては、GSCTFF の ML 設定の規準に則り、ALARA の原則に従い適切に ML 設定の必要性を検討すべきとの立場で対応したい。その際、GSCTFF において ML が適用される食品の範囲や分析対象部位を明確にすることが重要であるとの立場で対応したい。

仮議題 11. 穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CAC/RCP 51-2003) の改訂原案

(経緯)

前回会合において議論された討議文書において、穀類のかび毒汚染の防止及び低減に関して利用可能な新たな技術や規範があることが確認されたことを受けて、EWG (議長国：ブラジル) により改訂原案が作成された。我が国も、EWG メンバーとして我が国で実践されている麦類のかび毒汚染の防止及び低減技術に関する情報を提供し、改訂原案作成に

貢献した。なお、EWG において麦角アルカロイドに関する付属書の追加が新たに提案されており、この是非についても議論される。

(対処方針)

本規範は穀類中のかび毒汚染をできる限り低くするという観点から極めて重要な規格であり、我が国から提供したデータ・情報を含む最新の知見に基づいて規範の改訂が提案されていることから、基本的に原案を支持するとの立場で対応したい。なお、提案されている麦角アルカロイドの付属書の新規作成については、前回総会で承認された本改訂作業の範囲に含まれるのか確認した上で、適宜、対応したい。

仮議題 12. GEMS/Food へのデータ提出及び利活用に関する討議文書

(経緯)

GEMS/Food データベースは、各国における食品中の汚染物質の実態調査結果をウェブベースで収集し、コーデックス委員会をはじめとする関心を持つ団体に対して食品汚染物質の実態と、そのヒトへの暴露に関する情報提供のために作られた。これらのデータは、リスク管理において重要である。

本部会の EWG において、過去に GEMS/Food と異なる形式でデータ要求がなされたり、同一目的で複数回データ要求が出されたりする状況があった。GEMS/Food と本部会の仕事とのリンクが重要であり、EWG が収集したデータは GEMS/Food にも登録され、また EWG は GEMS/Food から必要なデータを得られる必要がある。そのため、GEMS/Food 事務局(WHO)は FAO、EWG 議長国と協力し、ガイダンスを作成することが前回会合において合意された。討議文書では、ML 策定のためにデータ収集を行う際には本ガイダンスを使用し GEMS/Food のテンプレートにより行うこと、EWG がその任務のために追加情報が必要な場合には、JECFA 事務局と相談の上、GEMS/Food とは異なる別のテンプレートを作成しデータを収集し、GEMS/Food を通じて入手可能な情報は要求しないよう勧告されている。

(対処方針)

我が国は、コメ中の無機ヒ素の ML や魚中のメチル水銀の ML などの議題において EWG の議長又は共同議長を務めてきており、独自の形式でデータ要求を行った経験や GEMS/Food データベースから必要なデータを取り出した経験を有する。その経験を生かし、EWG での ML 案の議論に必要な情報が GEMS/Food の枠組みの中で得られるよう具体的な問題点等を指摘した上で適切なガイダンスになるよう、適宜対処したい。

仮議題 13. 汚染物質の最大基準値の段階的な引き下げ方法に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、穀類中の DON の ML 案に関して、より低い値を求める意見が多く ML 案の合意に至らない状況や、トウモロコシ及びトウモロコシ製品中のフモニシンの ML の議論で今後の JECFA の暴露評価結果を考慮して 3 年以内に ML を見直すことになったことを受けて、FAO、WHO、コーデックス事務局が討議文書を作成して検討することとなったもの。

討議文書では、食料の安定供給と消費者の健康保護に関する立場の違いから ML の合意に至らない場合を想定し、健康保護の観点からは高めの数値であっても ML があつた方がよい場合はそれを採用し、COP の実施などを前提として一定期間後に ML の引き下げを検討するという基本的な考え方が示されている。このアプローチを採用する際の重要な原則としては以下の事項があげられている。

- やや高い ML であっても世界規模での健康保護の観点から実行が必要があること。
- この ML が食料安全保障に深刻な影響を及ぼさないこと。
- この ML が徐々に汚染を低減するための COP やその他のリスク低減措置とともに実行されること。
- この決定にはより低い ML を目指すためのリスク低減措置の実行についての明確な約束が伴い、より低い目標 ML が明確であること。
- ML の見直し期限は、例えば 3-5 年のように、定められなければならない。この期限は、汚染物質と品目の組合せや汚染低減のための措置の実行可能性といった個々の場合による。
- ML の再検討、改訂を考慮に入れた低減措置の実行後に、特定の汚染物質、品目の状況に関して、十分な汚染実態データや CCCF により特定されたその他の関連データが作られなければならない。

これらの事項について本部会が合意する場合には、穀類中の DON の ML に関して試行的に本アプローチを採用するよう勧告されている。

(対処方針)

我が国は、従来から ML の策定よりも COP を策定、実践することによる品目全体の汚染濃度の低減を進めるべき、ML を策定する場合は GSCTFF の規準に従い ALARA の原則等に則って設定すべきと主張してきており、本部会もその考え方の下に作業を進めてきた。また、今次会合で議論される食品中の鉛の ML のように、最新のリスク評価や COP の実施状況を考慮し既存の ML についても引き下げを念頭に置いて ALARA の原則に基づく改訂作業をしてきたところである。

我が国としてはこれまでの基本的な立場を踏襲して、本議題に対応することとしたい。

仮議題 14. 魚類中のメチル水銀の最大基準値に関する討議文書

(経緯)

魚類中のメチル水銀のガイドライン値 (GL) (魚類 0.5 mg/kg、捕食性魚類 1 mg/kg) の見直しが検討されている。前回会合では、摂食指導は各国・地域が魚食の状況を考慮して導入するものであり、国際的には取り組まないこととされた一方、適切な ML や対象魚種についてはさらに検討が必要であるとされたことから、EWG を設置して (議長国：日本、共同議長国：ノルウェー) 引き続き検討することとなった。

EWG では、国際貿易量及び実態データをもとに、ML の適用対象種の候補としてマグロ類を特定した。さらに現行の捕食性魚類に設定されている GL (1 mg/kg) を含め、メチル水銀の ML 原案 (1、2、3、4 及び 5 mg/kg) について、違反率及びメチル水銀摂取量の減少率を検討した。その結果、部会に対して、以下を検討するよう勧告されている。

(1) ML 設定の必要性について再度検討する。

(2) (1)の検討の結果、ML が必要となった場合には、EWG の検討結果をもとに ML 及び適用魚種を検討する。

(対処方針)

我が国としては、妊婦等に対する摂食指導の方が食品安全の立場からみれば有効であるとの基本的立場等から、本部会における ML 設定は不要の方針で臨むこととするが、仮に ML 設定について多くの支持があった場合は、ML 設定のための新規作業の開始に同意したい。具体的な ML 原案に関する議論がなされた場合には、我が国を含む各国の実態データをもとに、メチル水銀摂取量の減少にも寄与し、かつ、経済的にも実行可能な ML が設定されるよう適宜対処したい。

仮議題 15. 放射性核種に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、国際原子力機関 (IAEA) から、食品と飲料水に含まれる放射性物質の基準を議論する国際機関間の WG の取り組みについて報告があり、各種の国際基準の間で大きな違いはないものの、以下の 4 点について指摘があった。

- GL が適用される“食品生産の段階”とは具体的にどの段階を意味するのか。
- 原子力に係る緊急事態発生後、食料貿易の GL を適用する期間はいつまでか。
- 食品中の放射性物質に関して、妥当性が国際的に確認された分析法とは何か。
- GL の導入を強化するためのサンプリングプランの開発ができるか。

これらの論点を踏まえ、さらなる作業の必要性と実行可能性を議論するため EWG (議長：オランダ、共同議長：日本) を設置することが決定された。また、現在の GSCTFF の解釈と導入を促進するための新たなガイダンスを作成する必要があるかどうか、についても EWG で併せて検討を行うこととなった。

EWG では、上記の論点については、既にコーデックス文書などで示されていることもあり、更なる議論の必要性がないとの見解を示している。

EWG が作成した作業文書では、以下の内容が提案されている。

- EWG で提出された各国の意見について議論すること。
- それらの意見が GSCTFF の変更や文章の明確化をもたらすかどうかを議論すること。
- 上記の議論を踏まえ、GSCTFF における放射性核種の GL の変更に関する新規作業が必要かどうかを検討すること。

(対処方針)

我が国としては、EWG が示した提案については、既に EWG 内の大多数の国が更なる議論の必要性がないとの見解を示していることを踏まえ、これらについて新規作業の必要性はないとの立場で対応したい。

仮議題 16. 香辛料中のかび毒汚染に関する討議文書 (香辛料中のかび毒の最大基準値に関する今後の作業の優先順位)

(経緯)

前回会合で、インド及びインドネシアから、それぞれ香辛料及びナツメグ中のアフラト

キシンの ML 設定に関する新規作業提案があり、まずは香辛料中のかび毒についてレビューする討議文書を作成し、優先順位を付けて今後の作業を行うことに合意した。EWG（議長国：インド）が作成した討議文書では、香辛料の中では、唐辛子、パプリカ、ナツメグ、ショウガ、ターメリック、コショウ、クローブ、ニンニク、ゴマ、マスタードシードの優先度が高く、かび毒としてはアフラトキシン及びオクラトキシン A について ML を策定すべきことが勧告されている。

（対処方針）

香辛料そのものはかび毒汚染が認められるものの、その消費量は小さく、かび毒暴露への寄与は小さいため、GSCTFF の ML 設定の規準を満たさないと考えられるが、特に、熱帯諸国の途上国にとって重要な貿易産品であること等に鑑み、香辛料とかび毒の組合せの優先度に応じて、ML を策定することは差し支えないとの立場で対応したい。

ただし、仮議題 17 で COP に関する討議文書について議論される予定であることを受けて、これまで本部会がかび毒に対して実践してきたアプローチと同様に、まずは COP の策定及び実践を優先すべきとの立場で対応したい

仮議題 17. 香辛料中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範の作成の実行可能性に関する討議文書

（経緯）

前回会合で個別の香辛料中のかび毒の汚染防止、低減に関する COP の新規策定提案に関して、穀類のかび毒に関する COP と同様に、香辛料のかび毒汚染防止、低減に関する一般的な COP の作成を目指して、必要に応じて特定のかび毒及び香辛料に関する付属書の検討を行うべきことが提案され、EWG（議長国：スペイン、共同議長国：オランダ）を新規に立ち上げ、香辛料のかび毒に関する COP 及び付属書策定の実行可能性に関する討議文書を作成することで合意したもの。

EWG からは、世界的に利用可能なデータに基づいて COP 作成が可能であるとして、新規作業が提案されている。その場合、

- ① 本部会で検討される仮議題 16 や食品衛生部会（CCFH）で検討され昨年改訂されたスパイス及び乾燥芳香性ハーブ類の衛生実施規範、スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）での香辛料の分類の検討状況を考慮すること、
- ② 討議文書に添付されている原案の構成に合意すること、
- ③ 作業の重複を避け一貫性を維持するために、CCFH に対して、衛生実施規範からかび毒産生菌に関する予防措置を COP に移動するよう提案すること

が勧告されている。また、討議文書では、EWG が収集した情報に基づいて具体的な原案がすでに提案されおり、新規作業に関するプロジェクトドキュメントの検討も求められている。

（対処方針）

我が国は、香辛料の輸入国としてできる限りかび毒汚染が少ないことが望ましく、本部会がこれまでかび毒に対して実施してきたアプローチと同様に、香辛料のかび毒に関する ML の策定よりも、本 COP の策定の優先度が高いとの立場である。そのため、EWG の新

規作業提案については支持して差し支えないとの立場で対応したい。

仮議題 18. JECFA による汚染物質及び自然毒の評価の優先リスト

(経緯)

JECFA に評価を依頼する汚染物質や自然毒の優先リストの見直しを行うものである。現在のリストには、3-MCPD エステル、グリシドールエステル、ピロリジジナルカロイド、非ダイオキシン様 PCB、ステリグマトシスチン、ジアセトキシシルペノール、フモニシン（暴露評価）、アフラトキシン（暴露評価）が掲載されている。このうち、非ダイオキシン様 PCB 及びピロリジジナルカロイドについては、本年 6 月に開催予定の JECFA の次回会合で評価されるため、リストから削除される見通しである。

(対処方針)

我が国においても、現在リストに掲載されている汚染物質及び自然毒について、食品中の含有実態調査等を実施中又は今後、実施を予定していることから、データや情報の種類や提供可能な時期等について情報提供するなど、適宜、対処したい。

仮議題 19. その他の事項及び今後の作業

適宜、対処したい。

仮議題 20. 次回会合の日程及び開催地

適宜、対処したい。

仮議題 21. 報告書の採択

我が国の発言が報告書に適切に反映されるよう適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 47 回コーデックス食品添加物部会

日時：2015 年 3 月 23 日（月）～3 月 27 日（金）

場所：中華人民共和国 西安

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会、その他の部会及びタスクフォースからの付託事項
3(a)	FAO / WHO 及び第 79 回 FAO / WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関心事項
3(b)	第 79 回 JECFA 会合の食品添加物の同一性及び純度に関する規格の提案
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認／改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合
5(a)	表 3 に規定されている食品添加物の表 1 および表 2 における食品添加物条項：(i) 「pH 調整剤」以外の機能がある「pH 調整剤」、(ii) 「乳化剤、安定剤、増粘剤」、「着色料」、「甘味料」以外の機能があるその他の表 3 に規定される食品添加物-第 46 回 CCFA からの持ち越し
5(b)	表 3 に規定されている食品添加物の表 1 および表 2 における食品添加物条項：「乳化剤、安定剤、増粘剤」以外の機能がある「乳化剤、安定剤、増粘剤」
5(c)	食品分類 01. 2～08. 4（食品分類 04. 1. 2. 4、04. 2. 2. 4、04. 2. 2. 5、04. 2. 2. 6、05. 1. 1、05. 1. 3 及び 05. 1. 4 を除く）の表 1 及び 2 の食品添加物条項
5(d)	食品分類 14. 2. 3 「ブドウ酒」及びそのサブカテゴリーにおける食品添加物条項
5(e)	シクロテトラグルコース (INS 1504(i))、シクロテトラグルコースシロップ (INS 1504(ii)) 及びナイシンの条項 (INS 234)
5(f)	食品分類 01. 1 「乳及び乳飲料」及びそのサブカテゴリーの改訂の提案
5(g)	注釈 161-甘味料条項に対する代替の注釈の適用
5(h)	食品添加物条項の新規／改訂の提案
6	食品添加物の国際番号システム (INS) の変更／追加に関する修正原案の提案
7(a)	JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの追加及び変更の提案
7(b)	6 種類の着色料の優先順位を再評価する為のデータの利用可能性の情報提供依頼
7(c)	二酢酸カリウムの商業的利用の情報
8	添加物中の添加物（副次的添加物）の使用に関する討議文書
9	「香料の使用に関するガイドライン」と他のコーデックス文書における用語の不一致に関する討議文書
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書案の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 47 回コーデックス食品添加物部会対処方針 主な検討議題

日時：2015 年 3 月 23 日（月）～3 月 27 日（金）

場所：西安（中国）

主要議題の検討内容

仮議題 4(b). 個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合

（経緯）

CCFA は、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための取り組みを進めている。これまでに、食肉関連の 5 つの個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための検討が終了した。

前回の部会において、電子作業部会（議長国：豪州）を設置することで合意し、「ブイヨン及びコンソメの規格」（CODEX STAN 117-1981）及び「ココアバター規格」（CODEX STAN 86-1981）、「チョコレート及びチョコレート製品の規格」（CODEX STAN 87-1981）、「カカオ粉末（ココア）及びココアと砂糖の乾燥ミックス食品規格」（CODEX STAN 105-1981）、「ココア（カカオ）マス（ココア／チョコレートリカー）及びココアケーキ食品規格」（CODEX STAN 141-1983）にディシジョンツリーを適用し、GSFA と整合させるための検討を進めているところである。

（対処方針）

今次部会では、「ブイヨン及びコンソメの規格」（CODEX STAN 117-1981）及び「ココアバター規格」（CODEX STAN 86-1981）、「チョコレート及びチョコレート製品の規格」（CODEX STAN 87-1981）、「カカオ粉末（ココア）及びココアと砂糖の乾燥ミックス食品規格」（CODEX STAN 105-1981）、「ココア（カカオ）マス（ココア／チョコレートリカー）及びココアケーキ食品規格」（CODEX STAN 141-1983）中の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるためのディシジョンツリーの適用及び個別食品規格と GSFA の食品添加物条項の改定案について議論する予定である。個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項が整合するよう適宜対処したい。

仮議題 5 (a). 表 3 に規定されている食品添加物の表 1 および表 2 における食品添加物条項：(i) 「pH 調整剤」以外の機能がある「pH 調整剤」、(ii) 「乳化剤、安定剤、増粘剤」、「着色料」、「甘味料」以外の機能があるその他の表 3 に規定される食品添加物-第 46 回 CCFA からの持ち越し

（経緯）

これまでに、GSFA の表 3 の食品添加物に関して、機能ごとに表 3 の付表にある食品分類ごとに使用の妥当性を判断する水平アプローチによる検討が進められ、妥当と判断された場合には、当該機能を有する食品添加物の規格を策定する方向で検討を進

めているところである。

前回の部会において、pH調整剤の機能を有する食品添加物のpH調整剤以外の使用、並びにその他の食品添加物のうち「乳化剤、安定剤、増粘剤」、「着色料」及び「甘味料」以外の機能を有する食品添加物について、電子作業部会（議長国：米国）がとりまとめた条項案が食品分類ごとに議論されたが、食品分類 09.1「軟体動物、甲殻類及び棘皮動物を含む生鮮食品・水産製品」から食品分類 14.2.3.2「発泡及び半発泡ブドウ酒」までについては、時間の制約のため議論されなかった。

（対処方針）

今次部会においては、前回の部会の積み残し分について議論する予定であり、我が国からも、国内の食品添加物の使用実態とその使用の妥当性についてコメントを提出している。それら提出した情報を基に、食品添加物条項の策定が進むよう適宜対処したい。

仮議題 5 (b). 表 3 に規定されている食品添加物の表 1 および表 2 における食品添加物条項：「乳化剤、安定剤、増粘剤」以外の機能がある「乳化剤、安定剤、増粘剤」

（経緯）

前回の部会において、GSFA の表 3 付表の「乳化剤、安定剤、増粘剤」としての機能を有する食品添加物について、水平アプローチが合意された。「乳化剤、安定剤、増粘剤」の使用が妥当でない食品分類については、「乳化剤、安定剤、増粘剤」以外の機能を持つ食品添加物のみ現在のステップを維持することとされた。

これを踏まえ、電子作業部会（議長国：米国）を設置し、「乳化剤、安定剤、増粘剤」以外の機能を持つ表 3 の食品添加物の条項案を作成することとされた。

（対処方針）

今次部会においては、電子作業部会においてとりまとめられた添加物条項案が議論される予定であり、我が国からも、国内の食品添加物の使用実態とその使用の妥当性についてコメントを提出している。それら提出した情報を基に、食品添加物条項の策定が進むよう適宜対処したい。

仮議題 5 (c). 食品分類 01.2～08.4 (食品分類 04.1.2.4、04.2.2.4、04.2.2.5、04.2.2.6、05.1.1、05.1.3 及び 05.1.4 を除く) の表 1 及び 2 の食品添加物条項

（経緯）

前回の部会において、電子作業部会（議長国：米国）を設置し、GSFA の規格策定プロセスに入っている食品添加物条項の案又は原案のうち食品分類 01.2 から 08.4 まで（個別食品規格と GSFA の整合をとるための電子作業部会で検討される予定の食品分類、議題 5 (a)、5 (b) で検討される食品添加物条項、及び注釈 161 の電子作業部会の作業によって影響があると思われる「着色料」「甘味料」機能のある食品添加物の条項を除く。）について食品添加物条項の案を作成することとされた。

(対処方針)

今次部会においては、電子作業部会においてとりまとめられた食品添加物条項案が議論される予定であり、我が国からも、国内の食品添加物の使用実態とその使用の妥当性についてコメントを提出している。それら提出した情報を基に、食品添加物条項の策定が進むよう適宜対処したい。

仮議題 5 (d). 食品分類 14. 2. 3 「ブドウ酒」 及びそのサブカテゴリーにおける食品添加物条項

(経緯)

前回の部会において、食品分類 14. 2. 3 「ブドウ酒」 及びそのサブカテゴリーで使用される「pH 調整剤」 及び「乳化剤、安定剤、増粘剤」 については、ケースバイケースで検討すべきとされ、電子作業部会（議長国：フランス）を設置し、食品添加物条項案に係る実際の使用量に関する情報を各国から収集し、ケースバイケースで勧告を作成することとされた。

(対処方針)

今次部会においては、電子作業部会においてとりまとめられた食品添加物条項案等が議論される予定であり、我が国からも、今回の作業の対象となっている食品添加物の使用実態についてコメントを提出している。提出したコメント及び情報を基に食品添加物条項の策定が進むよう適宜対処したい。

仮議題 5 (e). シクロテトラグルコース (INS 1504(i))、シクロテトラグルコースシロップ (INS 1504(ii)) 及びナイシンの条項 (INS 234)

(経緯)

前回の部会において、GSFA の表 3 にシクロテトラグルコース (INS 1504(i)) 及びシクロテトラグルコースシロップ (INS 1504(ii)) を追加することについて、ステップ 3 で回付し、次回部会で検討することとされた。

また、ナイシンについては、食品分類 08. 2. 2 「食肉、家禽肉及び猟鳥獣肉の加工品（ホール又はカット）で加熱処理されたもの」、食品分類 08. 3. 2 「ひき肉処理された食肉、家禽肉及び猟鳥獣肉の加工品で加熱処理されたもの」 及び食品分類 08. 4 「食用ケーシング（ソーセージのケーシング等）」 における食品添加物条項をステップ 3 で回付し、意見を求めることとされた。

(対処方針)

今次部会では、各国からのコメントをもとに食品添加物条項案等が議論される予定であり、我が国からも、今回の作業の対象となっている食品添加物の使用実態についてコメントを提出している。提出したコメント及び情報を基に食品添加物条項の策定が進むよう適宜対処したい。

仮議題 5(f)．食品分類 01.1「乳及び乳飲料」及びそのサブカテゴリーの改訂の提案

(経緯)

前回の部会において、ニュージーランドから、「コーデックスの乳用語使用に係る一般規格」(CODEX STAN 206-1999)の「乳」の定義と GSFA の食品分類 01.1.1「乳(プレーン)」及びそのサブカテゴリーの解説文には矛盾があり、現行の食品分類システムはプレーン還元乳及び他のプレーン(香り付けしていない)乳製品を対象としていないという指摘があった。

これを受けて、食品分類 01.1「乳及び乳飲料」及びそのサブカテゴリーの改訂案の作成及び改訂後起こりうる影響の分析を行うための電子作業部会(議長国：ニュージーランド)を設置することとされた。

なお、電子作業部会の議長国であるニュージーランドより、関連製品ごとに食品添加物を使用する食品の製法、食品添加物の使用目的及び種類等を整理しながら進めたいと連絡があったため、昨年7月に我が国から使用実態等の情報をニュージーランドに対して伝達している。

(対処方針)

今次部会では、食品分類 01.1「乳及び乳飲料」及びそのサブカテゴリーを改訂する新規作業について、目的や方法、今後の予定等が記載されたプロジェクトドキュメント案が検討される予定である。新規作業の開始を支持するとの立場で適宜対処したい。

仮議題 5(g)．注釈 161-甘味料条項に対する代替の注釈の適用

(経緯)

注釈 161¹の適用範囲について、数年間検討を行っている。前回の部会では、注釈 161 を新たな注釈に置き換えることを検討したが、合意には至らず、引き続き調査を行うこととされた。

その結果、特定の甘味料(アセスルファムカリウム (INS 950)、アスパルテーム (INS 951) 及びアスパルテーム・アセスルファム塩 (INS 962)) の特定の食品添加物条項に「CAC/GL 23-1997 で規定されるエネルギー低減食品又は砂糖無添加食品への使用に限る」という注釈に置き換えた場合の影響について検討するため、新たな電子作業部会(議長国：英国)を設置することとされ、各国に対して情報提供が依頼されることとされた。

(対処方針)

電子作業部会において、日本での甘味料の使用実態について情報提供している。今回の作業の結果、「CAC/GL 23-1997 で規定されるエネルギー低減食品又は砂糖無添加

¹ 食品添加物の使用については、特に GSFA の前文第 3.2 項(添加物使用の正当性)との合致を目指した輸入国の規制が適用されるという注釈

食品への使用に限る」という注釈に置き換えが可能なものについては、置き換えを支持するとの立場で適宜対処したい。食品分類 5.3「チューインガム」を含め、一部、我が国からの情報が適切に反映されていない部分があるので、他の注釈への置き換えを検討すべきとの立場で適宜対処したい。また、注釈 161 の置き換えができなかった食品分類については、注釈 161 を廃止するか別の新たな注釈への置き換えを検討するよう適宜対処したい。

仮議題 5(h). 食品添加物条項の新規/改訂の提案 (CL 2014/15-FA への回答)

(経緯)

前回の部会において、GSFA における食品添加物条項の新規提案及び改訂に関して、「GSFA における食品添加物条項の新規登録及び改訂の検討に関する手順」で示された作業を開始するために必要な 7 つの規準を明示した提案提出の書式を含めるとの提案に合意した。事務局が回付文書を作成し、各国から提出されたコメントを事務局が作業文書にまとめ、GSFA に関する物理的作業部会において検討することに合意した。

(対処方針)

今次部会では、各国の提案に基づき食品添加物条項の案について議論される予定である。我が国からはショ糖脂肪酸オリゴエステルの規格を提案しており、その提案が受け入れられるよう適宜対処したい。

仮議題 6. 食品添加物の国際番号システム (INS) の変更/追加に関する修正原案の提案

(経緯)

前回の部会において、INS への変更/追加の提案を各国から受け付け、電子作業部会（議長国：イラン）において討議文書を作成することとされた。

(対処方針)

今次部会では、電子作業部会において作成した討議文書が議論される予定である。我が国からは、ショ糖脂肪酸エステル、ショ糖オリゴエステル及びアスコルビン酸の機能に関するコメントを提出している。これらのコメント等を踏まえ、INS に掲載される食品添加物の機能等が適切なものとなるよう、適宜対処したい。

Codexにおける
食品添加物に関する一般規格 (GSFA) と
個別食品規格の関係

農林水産省消費・安全局
消費・安全政策課

GSFA の重要性

General Standard for Food Additives
(食品添加物に関する一般規格 (GSFA))

Codex 規格であり、SPS 協定上の国際規格

つまり、



各国が食品添加物の規格を策定する
場合、**GSFA に基づかなければならない**

GSFAは、食品添加物について唯一の
参照すべき基準であると規定

Codex における食品添加物の定義

1. 通常、**それ自体を食品として消費せず、典型的な食品の成分でないもの**
 2. 食品の製造、加工、調理、処理、充填、包装、輸送又は保存において、**目的**(官能的なものも含む)を持って**意図的に添加**するもの
 3. 添加物又はその副生成物が**食品中に存在**すると考えられ、**特性に影響を及ぼすもの**
 4. 汚染物質又は栄養学的品質を維持・改善するために添加する物質は含まない
- (※ 加工助剤は別扱い)

GSFAの構成

●前文

●付属文書

A: 最大使用濃度策定のためのガイドライン

B: 食品分類システム*一覧表

C: コーデックス食品規格と食品分類システムの相互参照表

●食品添加物条項

表1、表2、表3及び表3の付表

*食品中の最大濃度を割り当てるために使用。
国際的に流通する**全ての食品を分類**。

GSFAの食品添加物条項

GSFAの食品添加物条項には次の3つの表が掲載

表1 食品添加物の名称の順に並べた表

表2 食品分類の順に並べた表

表3 JECFAが「ADIを特定しない」と評価した食品添加物について、その「機能分類」と「個別食品規格との関係」を食品添加物の名称の順に並べた表

表3の付表

- ・表3に掲載されている食品添加物であっても、表1及び表2に食品中の最大濃度を規定する必要がある食品分類の表
- ・個別食品規格の食品添加物条項への参照表

GSFAの食品添加物条項に記載される事項

国際的なリスク評価機関（JECFA）によって**ADI（一日摂取許容量）**が設定された食品添加物について、以下の項目を記載

- (1) **機能分類** (例: 着色料、乳化剤など)
- (2) 食品分類ごとの**食品中の最大濃度** (使用が正当と認められたものに限る)
- (3) 国際番号システム (INS) *の番号

*各国で使用されている食品添加物に番号を付け、機能とともにリスト化したもの。JECFAの評価が終わっていない物質も含まれる。

GSFAの食品添加物条項(表2の例)

食品分類	INS番号	食品中の最大 濃度	注釈
Food Category No. 04.2.2.3	Vegetables (including mushrooms and fungi, roots and tubers, pulses and legumes, and aloe vera), and seaweeds in vinegar, oil, brine, or soybean sauce		
Additive	INS	Year Adopted	Max Level
ACESULFAME POTASSIUM	950	2007	200 mg/kg
ALLURA RED AC	129	2009	300 mg/kg
...

GSFAの食品添加物条項(表3の例)

- 表3に掲載されている食品添加物は、GMPの一般原則に従った使い方であれば、目的の効果を達成するために必要な分だけ使用できる

INS No	Additive	Functional Class	Year Adopted	Acceptable in Foods Conforming to the Following Commodity Standards*
406	Agar	Bulking agent, Carrier, Emulsifier, Gelling agent, Glazing agent, Humectant, Stabilizer, Thickener	1999	CS 96-1981, CS 97-1981

*個別食品規格で使用が認められている場合は、個別食品規格の番号(CS XX-YYYY)を記載

個別食品規格の食品添加物条項(例)

- 食品添加物のリストを食品中の**機能ごと**に作成
- 記載する項目は、①INS番号、②食品添加物の名称、③食品中の最大濃度

Antifoaming agent

INS No.	Name of Food Additive	Maximum Level
900a	Polydimethylsiloxane	10 mg/kg

Colours

INS No.	Name of Food Additive	Maximum Level
100(i)	Curcumin	500 mg/kg
...

GSFAと個別食品規格の食品添加物条項の整合性

- GSFAと個別食品規格の食品添加物条項は整合していない。その理由は、
 - GSFAは個別食品規格がカバーしていない食品を含む
 - 1つの個別食品規格に、GSFAの複数の食品分類が該当する場合がある
- コーデックス食品添加物部会では、両者の整合をとるべく作業中(作業例は次のスライドを参照)。

GSFA	個別食品規格
食品分類4.2.2.4	たけのこ缶詰の規格 マッシュルーム缶詰の規格
食品分類4.1.2.3、 4.1.2.10、4.2.2.3、4.2.2.7	果実及び野菜漬物の規格

GSFAと個別食品規格の整合性の作業(例)

Food Category No. 08.2 Processed meat, poultry, and game products in whole pieces or cuts

Additive	INS	Year Adopted	Max Level	Notes
BUTYLATED HYDROXYANISOLE	320	2014	200 mg/kg	15, 130, XS96 & XS97
...

XS96: Excluding products conforming to the Standard for Cooked Cured Ham (CODEX STAN 96-1981)

XS97: Excluding products conforming to the Standard for Cooked Cured Pork Shoulder (CODEX STAN 97-1981)